

昭島市行財政改革推進プラン (素案)

平成29年12月
昭島市行財政運営審議会
昭島市



目次

第1章 昭島市行財政改革推進プランの概要	1
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	3
第2章 これまでの行財政改革の取組と今後の見通し	5
1 これまでの行財政改革の取組による成果	6
2 昭島市の財政状況	10
第3章 行財政改革の推進に向けた取組	15
行財政改革の具体的な取組項目	16
1 時代を捉えたまちづくりの推進	17
2 財源の確保	19
3 効率的・効果的な財政運営	22
4 財政の健全化	25
第4章 機動的な推進体制の確立に向けた取組（定員適正化計画）	27
1 これまでの取組	28
2 機動的な推進体制の確立に向けた課題と目標	31
3 具体的な取組項目	33
用語説明	37
附属資料	41

第 1 章 昭島市行財政改革推進プランの概要

1 計画策定の趣旨

本市では、将来にわたって持続可能な自主自立の行財政運営を進めて行くため、平成9年度から平成28年度まで、四次にわたる中期行財政運営計画を策定し、行財政改革に取り組み、市民サービスの向上や一定の財政効果を上げてきた。

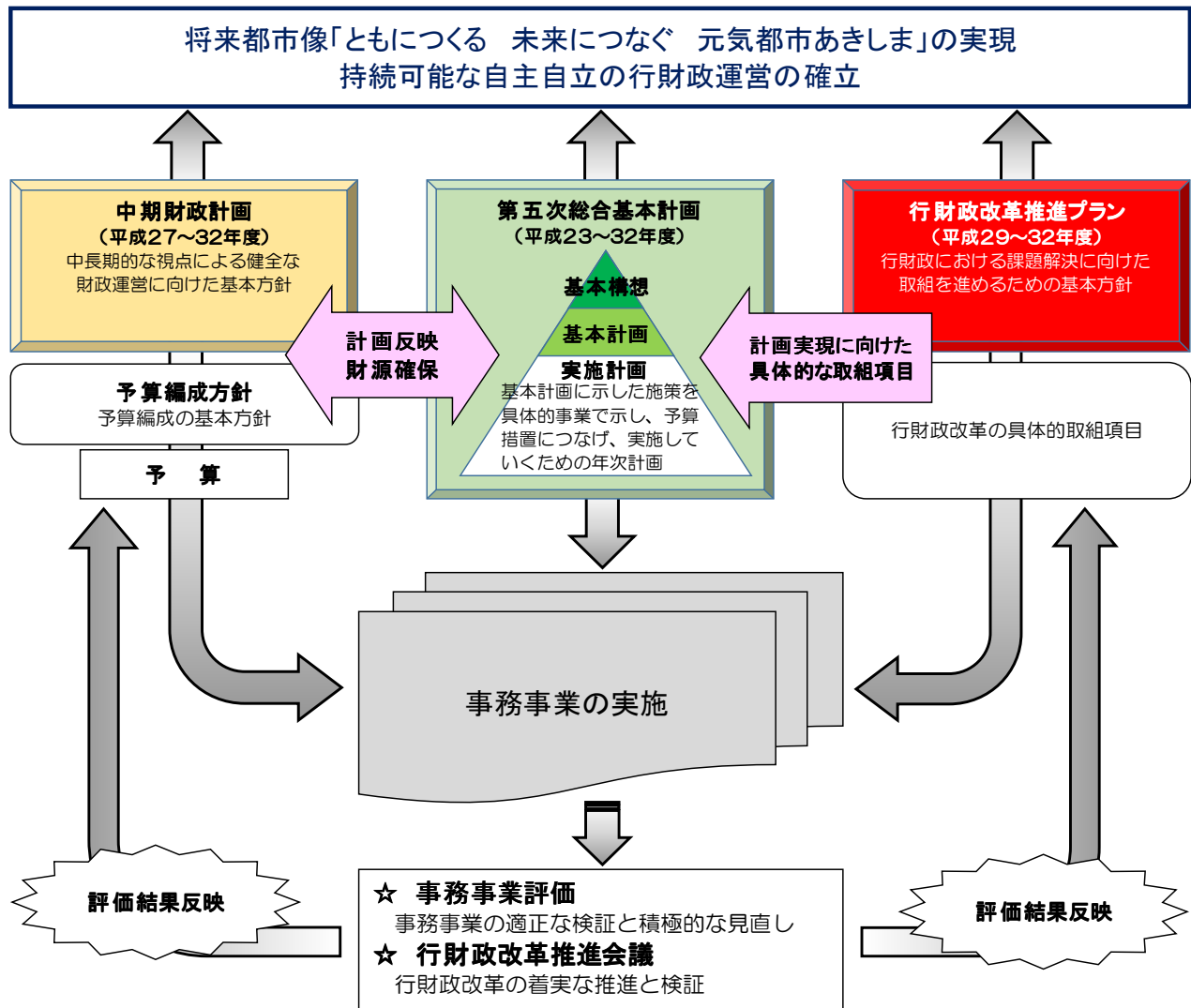
今後においても、重要な行政課題に対応していくためには行財政運営の見直しは喫緊の課題であり、新たな計画を策定する必要性があることから、平成32年度までを計画期間とする「行財政改革推進プラン」を策定するものである。

2 計画の位置づけ

本市では、平成23年度に「第五次総合基本計画」を策定し、目標年次である10年後（平成32年度）の将来都市像を「ともにつくる 未来につなぐ 元気都市あきしま」と定め、実現に向けた施策を示している。

「行財政改革推進プラン」は、この将来都市像の実現に向けて、具体的な取組項目を定め、行財政の課題解決に向けた取組を進めて行くものである。

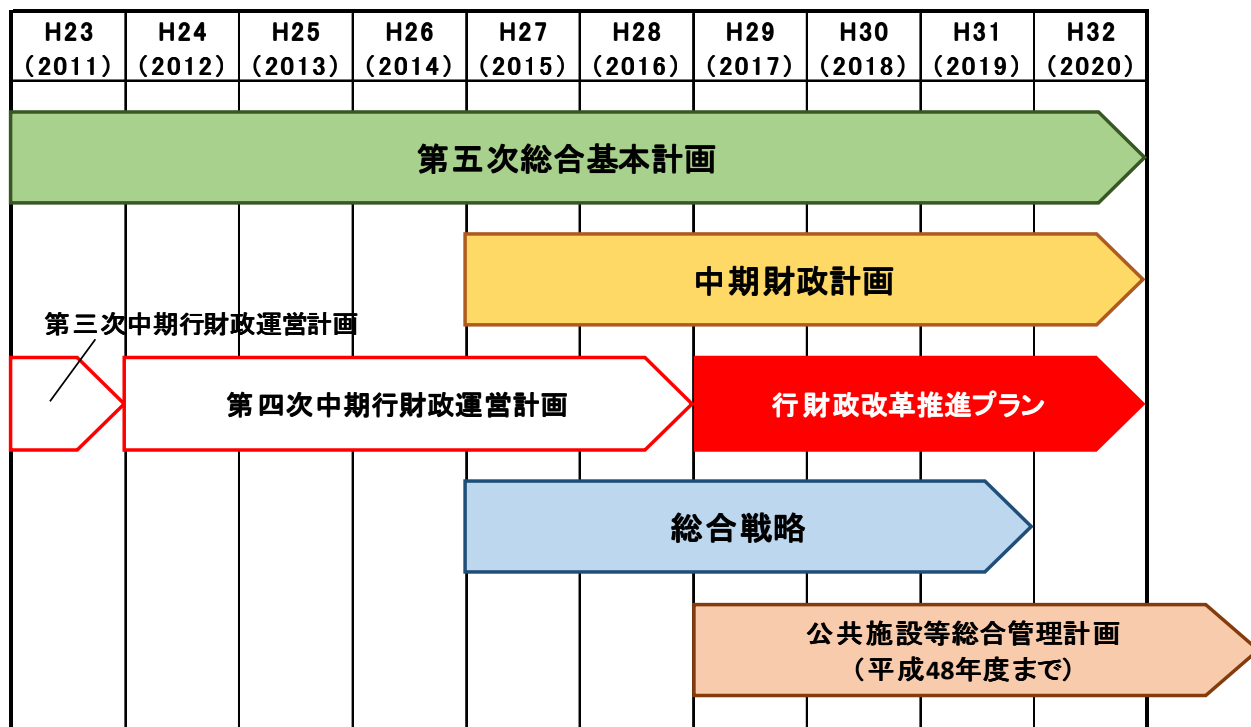
なお、平成27年度には、総合基本計画の確かな推進を図るための財源的裏付けとなる、「中期財政計画」を策定し、持続可能な確固たる財政基盤の確立に努めている。



3 計画の期間

「行財政改革推進プラン」の計画期間は、平成29年度から平成32年度までの4年間としている。これは「2 計画の位置づけ」で述べた「第五次総合基本計画（平成23年度から平成32年度までの10年間）」と「中期財政計画（平成27年度から平成32年度までの6年間）」の計画終了年度と合わせ、それぞれの計画との連携を図るためである。

このほか、本市では様々な計画を策定しているが、行財政運営と関連するものに「総合戦略^{注1}」や「公共施設等総合管理計画^{注2}」などがあり、それぞれの計画期間は以下のとおりとなっている。



第2章 これまでの行財政改革の取組と今後の見通し

1 これまでの行財政改革の取組による成果

本市では平成6年度から行財政改革に着手し、平成9年度から平成28年度までの20年間、四次にわたる行財政運営計画の策定により、行財政改革の取組を推進してきた。

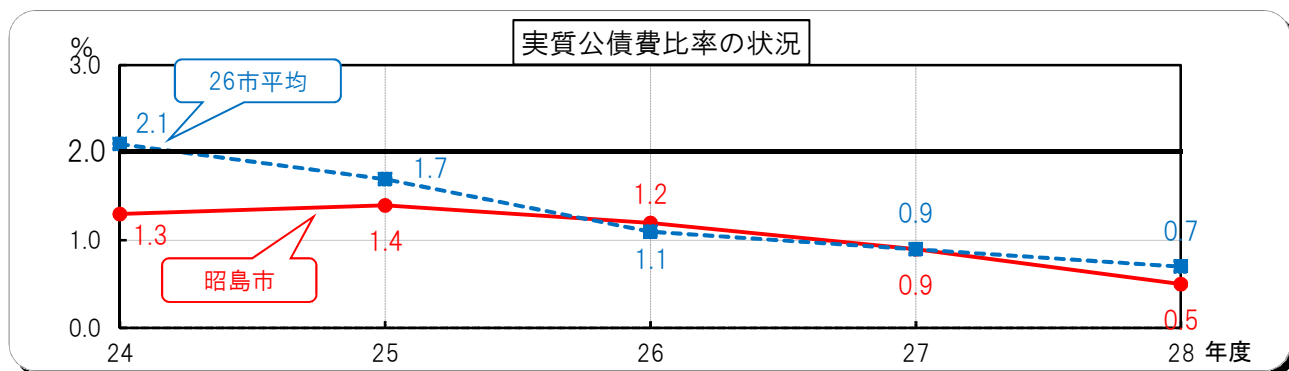
ここでは、第四次中期行財政運営計画（平成24年度～平成28年度）で掲げた数値目標の達成状況など、これまでの行財政改革の取組による主な成果を示した。

（1）第四次中期行財政運営計画における4つの数値目標

数値目標①（財政の健全化）

各年度の実質公債費比率（注3）（3か年平均）を2%以下とする。

区分 \ 年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
昭島市	1.3%	1.4%	1.2%	0.9%	0.5%
多摩26市平均	2.1%	1.7%	1.1%	0.9%	0.7%



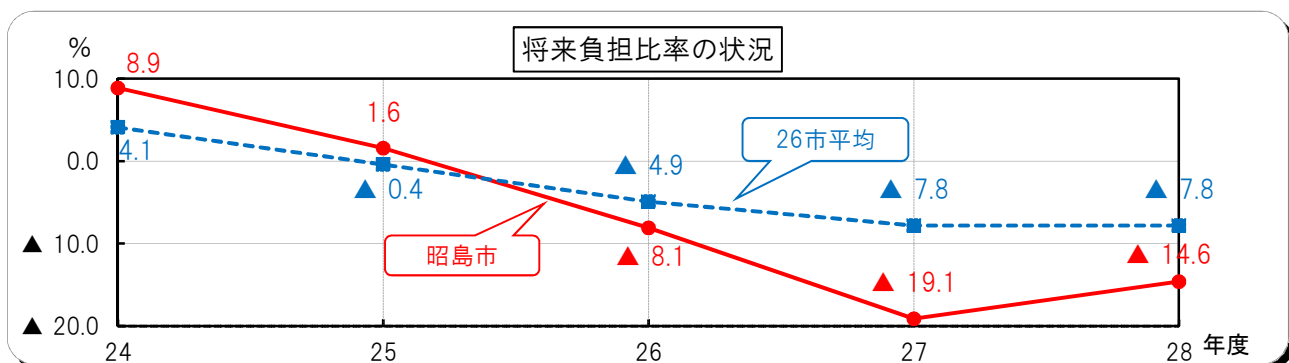
本市の実質公債費比率は平成28年度で対前年度比0.4ポイント減の0.5%となり、第四次中期行財政運営計画期間内におけるいずれの年度も目標を達成している。

これまで過度な借金に依存することのない財政運営を行ってきたことから、比較的低水準で推移してきた。

数値目標②（財政の健全化）

各年度の将来負担比率（注4）を多摩26市の平均とする。

区分 \ 年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
昭島市	8.9%	1.6%	▲ 8.1%	▲ 19.1%	▲ 14.6%
多摩26市平均	4.1%	▲ 0.4%	▲ 4.9%	▲ 7.8%	▲ 7.8%



本市の将来負担比率は平成28年度で対前年度比4.5ポイント増の▲14.6%となった。
第四次中期行財政運営計画期間内においては、平成26年度より目標を達成している。

数値目標③（収納率の向上）

市税の収納率について、各年度とも95%以上とする。国民健康保険税の収納率については、平成28年度において80%以上とする。

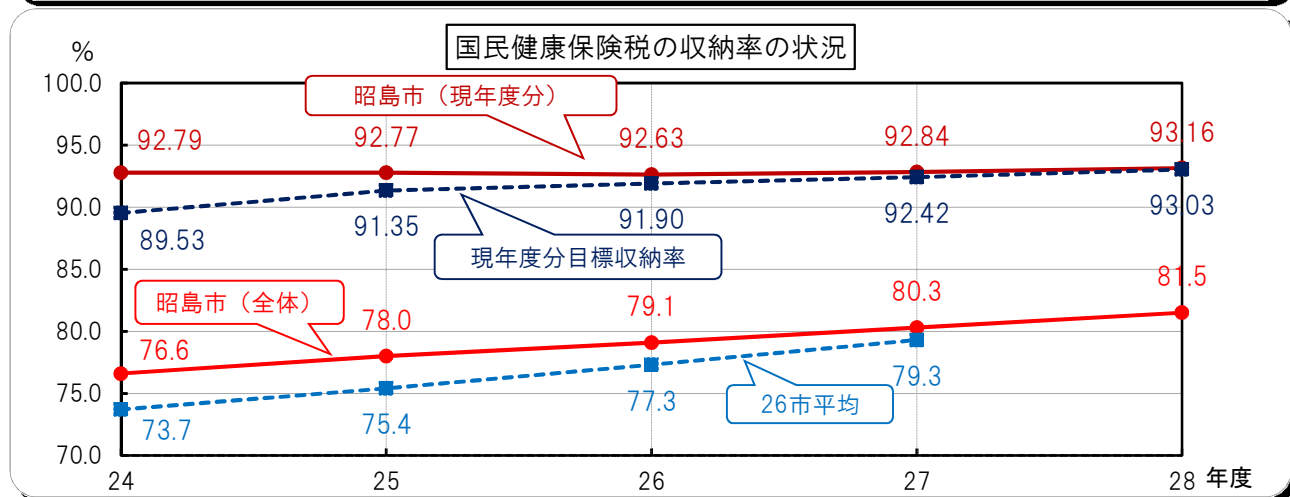
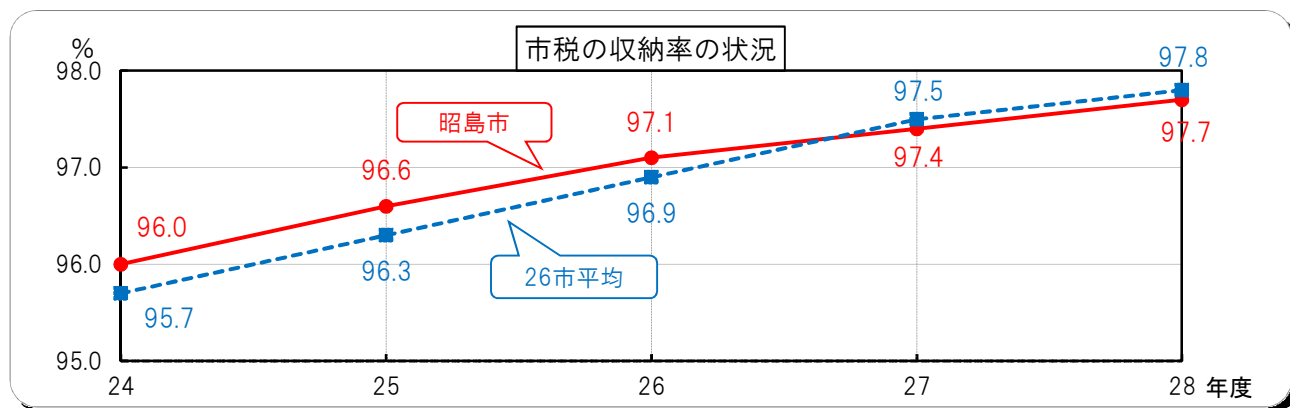
また、国民健康保険税の各年度の目標として、東京都が策定した「国民健康保険財政の安定化を推進するための支援方針」に示された、現年度分目標収納率を確実に達成し、かつ対前年度比でプラスとする。

収納率の状況

年度		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
区分	昭島市	96.0%	96.6%	97.1%	97.4%	97.7%
	多摩26市平均	95.7%	96.3%	96.9%	97.5%	97.8%
国保税	昭島市	76.6%	78.0%	79.1%	80.3%	81.5%
	多摩26市平均	73.7%	75.4%	77.3%	79.3%	—

「国民健康保険財政の安定化を推進するための支援方針」における現年度分目標収納率

年度		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
区分	昭島市（現年度分）	92.79%	92.77%	92.63%	92.84%	93.16%
	現年度分目標収納率	89.53%	91.35%	91.90%	92.42%	93.03%



市税の収納率については、第四次中期行財政運営計画期間内におけるいずれの年度も95%以上、国民健康保険税の平成28年度の収納率についても81.5%と目標を達成している。

また、国民健康保険税の各年度の現年度分収納率については、対前年度比でプラスとならなかった年度はあるものの、いずれの年度も目標収納率を上回っている。

数値目標④（職員数の削減）

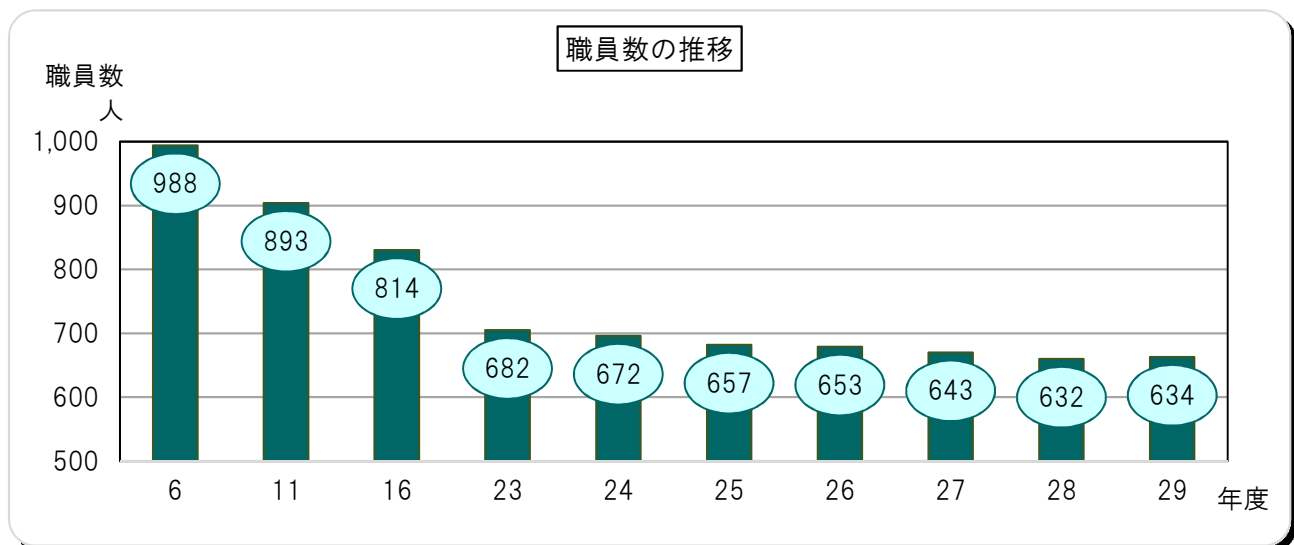
平成23年4月1日現在の職員数（682人）を平成29年4月1日現在までに68人（概ね10%）削減し614人とする。

職員数の状況（各年度4月1日現在）

年度 区分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
職員数	682人	672人	657人	653人	643人	632人	634人 (614人 ※)
増 減	▲ 29人	▲ 10人	▲ 15人	▲ 4人	▲ 10人	▲ 11人	+ 2人 (▲ 18人)

※ 地方自治法に基づく派遣（注5）による職員を除いた数

※ 公益的法人等への昭島市職員の派遣等に関する条例に基づく派遣（注6）による職員20人を除くと、職員数は614人となる。



※ 地方自治法に基づく派遣による職員を除いた数

事務事業の見直しや業務の民間委託化、再任用職員の活用等による行財政改革の取組を進めてきた結果、職員数は平成6年度から約350人減少した。

地方自治法や条例に基づく派遣職員を除くと職員数は614人となり、実質的には数値目標を達成したものと考えられる。

（２）第四次中期行財政運営計画内に実施した主な行財政改革の取組

第四次昭島市中期行財政運営計画期間（平成24～28年度）における、行財政改革の主な取組内容と取組による財源確保額は次のとおりである。

年 度	主な取組内容	取組による財源確保額
平成24年度	【民間委託の推進】 ・ ごみ収集業務の一部を民間委託化 ・ 給食調理業務の一部を民間委託化	約4800万円
平成25年度	【民間委託の推進】 ・ ごみ収集業務の一部を民間委託化 ・ 公園管理業務の一部を民間委託化	約4800万円
平成26年度	【歳入の確保】 ・ 市民会館にネーミングライツを導入 【民間委託の推進】 ・ 公園管理業務の一部を民間委託化	約6200万円
平成27年度	【学校の適正配置】 ・ 拝島第一小学校と拝島第四小学校を統合 【民間委託の推進】 ・ ごみ収集業務の一部を民間委託化	約7200万円
平成28年度	【歳入の確保】 ・ 市民球場にネーミングライツを導入 ・ ふるさと納税推進に向けたウェブからの寄附申込みの導入 【学校の適正配置】 ・ つつじが丘南小学校とつつじが丘北小学校を統合 【窓口業務の充実】 ・ 証明書のコンビニエンスストア交付サービスの導入 【民間委託の推進】 ・ 市立堀向保育園の廃園（認定こども園「イコロ昭和の森」への統合移行） ・ 水道料金収納業務の一部を民間委託化	約1億6700万円

2 昭島市の財政状況

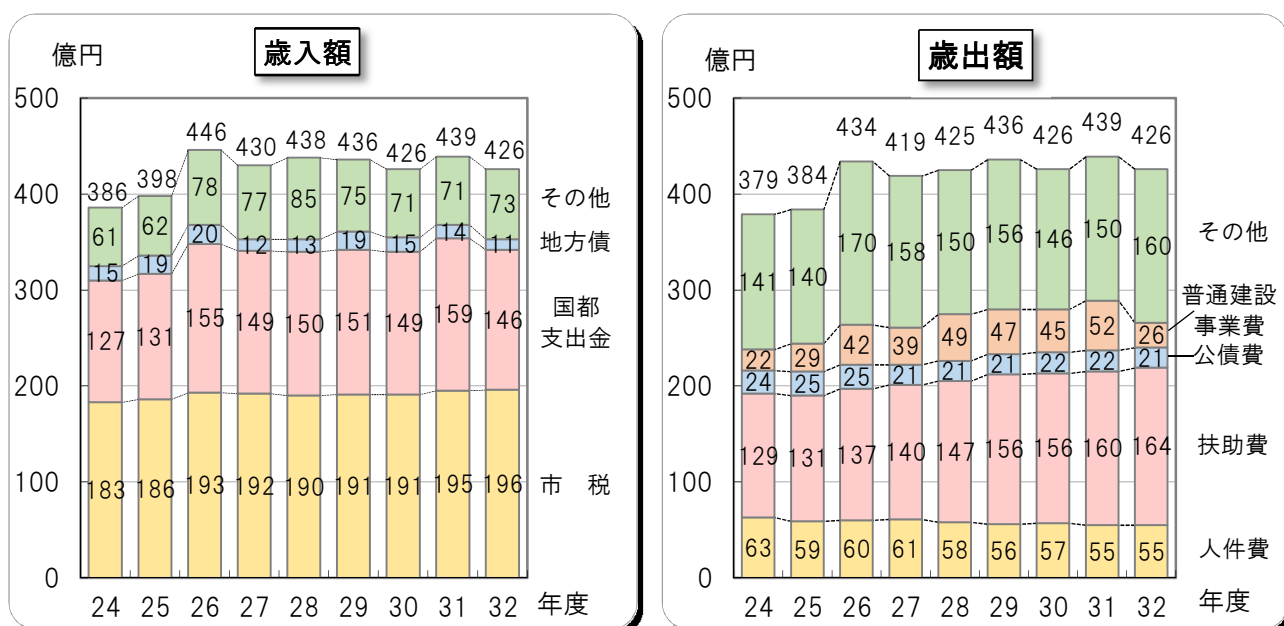
ここでは、第四次中期行財政運営計画期間（平成24～28年度）における本市の決算状況と、本プランの計画期間最終年度（平成32年度）までの見通しを示した。

なお、各項目における数値等の考え方については次のとおりである。

- ・会計区分は、普通会計（注7）とした。
- ・平成24～28年度については、決算の数値とした。
- ・平成29年度については、補正4号（12月）後の現計予算とした。
- ・平成30～32年度については、昭島市実施計画に基づく数値とした。

（1）歳入額・歳出額

歳入額は市税、国都支出金、地方債、その他の4項目と総額、歳出額は人件費、扶助費、公債費、普通建設事業費、その他の5項目と総額を示した。



歳入額

平成26年度に立川基地跡地昭島地区整備に伴う国庫支出金の増や、土地開発基金の廃止に伴う残高繰入等により、決算額は400億円を超える大幅増となった。

今後においても、立川基地跡地昭島地区周辺整備事業や（仮称）教育福祉総合センター整備事業などの大規模建設事業に伴う国都支出金等を見込む中で、予算額は420～430億円台での推移となる見通しである。

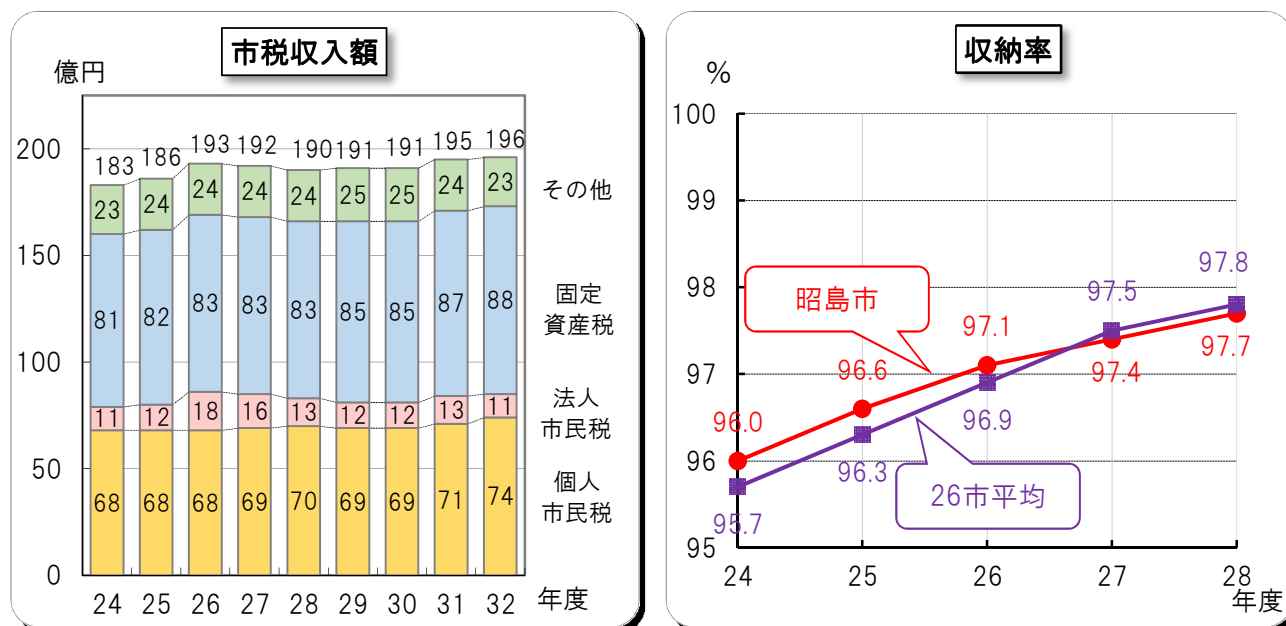
歳出額

平成26年度に立川基地跡地昭島地区整備費国庫負担金を基金に積み立てたことや、拝島駅南口自転車等駐車場整備事業など普通建設事業費の増等により、歳入と同様歳出も400億円を超える決算額となった。

今後においては、行財政改革による人件費の見直しを見込む一方、高齢化の影響等により扶助費は増加し続けるものと見込んでいることや、立川基地跡地昭島地区周辺整備事業や（仮称）教育福祉総合センター整備事業など、多額の大規模建設事業費を見込んでいることから、予算額は420～430億円台での推移となる見通しである。

(2) 市税収入額・収納率

市税収入額は個人市民税、法人市民税、固定資産税、その他の4項目と総額、収納率は本市と都内26市の平均値をそれぞれ示した。



市税収入額

平成26年度に企業収益の改善による法人市民税の増などで市税収入額は増加したが、その後は微減となっている。

今後は、立川基地跡地昭島地区の区画整理事業完了に伴う人口の増が見込まれることなどから個人市民税は増収を見込んでおり、市税収入額は190億円台での推移となる見通しである。

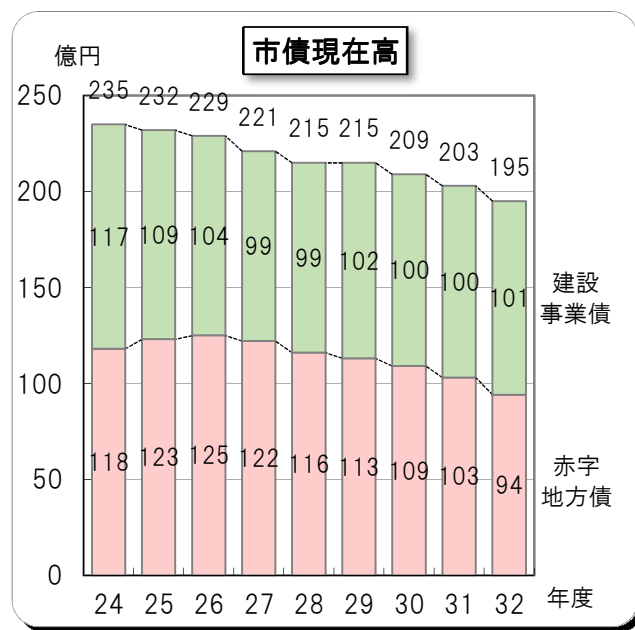
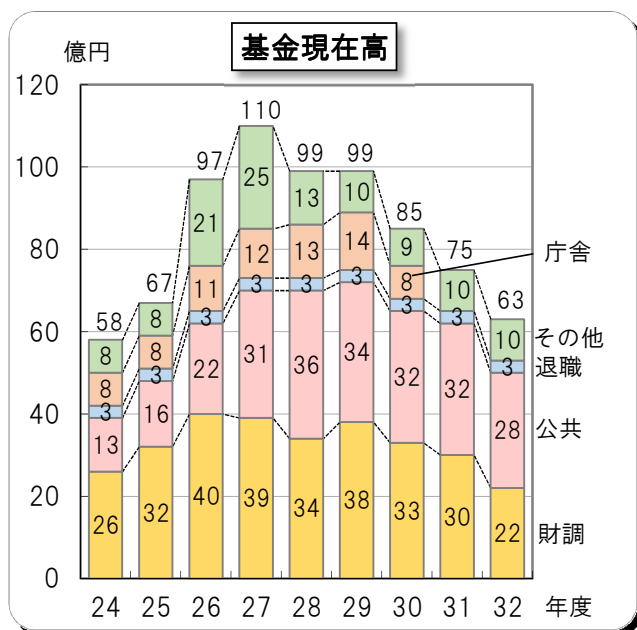
収納率

徴収担当職員の知識・能力の向上や収納体制の強化、財産調査に基づく滞納処分の強化等の取組により、収納率は増加している。

都内各市においても収納率向上の取組により、26市平均は増加していることから、今後も引き続き収納率の向上に努めていく必要がある。

(3) 基金現在高・市債現在高

基金現在高は財政調整基金（財調）、公共施設整備資金積立基金（公共）、職員退職手当資金積立基金（退職）、庁舎跡地施設整備資金積立基金（庁舎）、その他の5項目と総額、市債現在高は建設事業債及び赤字地方債（注8）の2項目と総額を示した。



基金現在高

平成26年度に立川基地跡地昭島地区整備費国庫負担金や廃止した土地開発基金の残高相当額を含め、今後の事業に備えて多くの額を積み立てたことや、取り崩しの抑制を図ったことにより、基金現在高は大幅に増加した。

しかしながら、今後は立川基地跡地昭島地区周辺整備事業や（仮称）教育福祉総合センター整備事業など、基金設置の目的となる事業を予定していることから、各事業に対応した取り崩しにより、大幅な減少を見込んでいる。

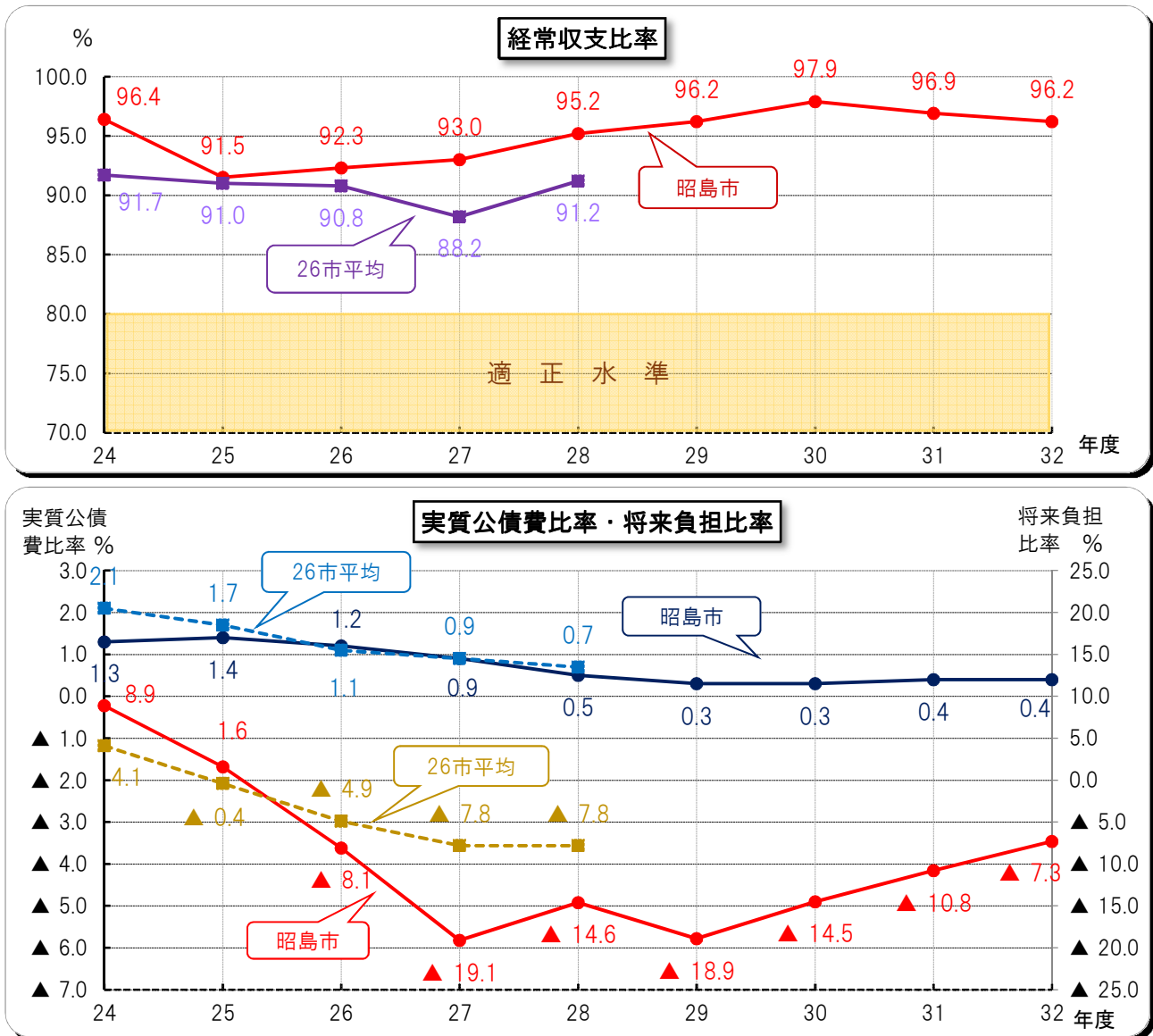
市債現在高

赤字地方債の借入額を抑制し、借入額総額を元金償還額以下としていることにより、市債現在高は毎年減少している。

今後、赤字地方債の現在高は減少していく見込みであるが、建設事業債の現在高は大規模建設事業が予定されていることから、100億円台の推移となる見込みである。

(4) 財政指標

経常収支比率^{注9}、実質公債費比率及び将来負担比率について、それぞれ本市と多摩26市の平均値（平成28年度まで）をそれぞれ示した。



経常収支比率

これまで90%を超える高い数値となっており、財政の硬直化が進んでいる状況である。今後も90%台後半の高い水準で推移していくものと見込んでいる。

実質公債費比率

これまで1%前後と比較的低い水準で推移しており、今後も安定した水準で推移すると見込んでいるが、引き続き過度な借金に依存することのない財政運営を行っていく必要がある。

将来負担比率

平成27年度までは減少傾向にあったが、今後、市債残高等の将来負担額が減少する見込みである一方、大規模建設事業の実施に伴う市債や基金の活用などから、比率は上昇に転じていくものと見込んでいる。

第 3 章 行財政改革の推進に向けた取組

行財政改革の具体的な取組項目

昭島市行財政改革推進プランでは、以下のとおり具体的な取組項目を定め、行財政改革の着実な推進を図っていくものとする。

1 時代を捉えたまちづくりの推進

- (1) 安全・安心なまちづくりの推進
- (2) 積極的な情報発信
- (3) 多種多様な連携・協力の推進
- (4) 窓口サービスの充実

2 財源の確保

- (1) 税収の確保
- (2) 公有財産の有効活用に向けた多角的な検討
- (3) 受益者負担の見直し
- (4) ふるさと納税の推進
- (5) 更なる歳入の確保

3 効率的・効果的な財政運営

- (1) 行政評価制度の再構築
- (2) 補助金等の適正化
- (3) 民間活力の有効活用
- (4) 公共施設マネジメントの推進
- (5) 広域連携の推進

4 財政の健全化

- (1) 財政計画の見直し
- (2) 財政見通しをふまえた基金の積立
- (3) プライマリーバランスに配慮した市債の借入
- (4) 財政指標における数値目標の達成

年次計画の表記について

実施 … 取組項目について「実施する」
検討 … 取組項目について「検討する」
反映 … 検討を行った取組項目について、実施の可否を含めた検討結果を施策に「反映する」

1 時代を捉えたまちづくりの推進

項目コード	3－1－(1)	担当課	① 防災課 ② 防災課、生活コミュニティ課、庶務課			
項目名	安全・安心なまちづくりの推進					
内 容	① 危機管理体制の確立 東日本大震災や近年多発する自然災害の教訓を踏まえ、地域防災計画（注10）の定期的な見直しや職員の災害時対応力の強化、災害時応援協定の拡大を図る。また、全国瞬時警報システム（J－ALERT）（注11）への対応など万一の事態が発生した場合に備え、国民保護計画（注12）の見直しや国民保護事業への対応力の強化等、危機管理体制の更なる充実を図る。					
	② 地域の防犯・防災対策の推進 貸出用青色パトロール車の利用促進や振り込め詐欺被害防止の取組等による防犯対策、市民自主防災組織（注13）等への支援や学校避難所運営委員会の推進、講話等による防災意識の啓発など、地域ぐるみでの防犯・防災対策の取組の推進に努める。					
関連計画	地域防災計画 国民保護計画					
年次計画	項 目		年 度			
			H29	H30	H31	H32
	①	危機管理体制の確立	実施			
	②	地域の防犯・防災対策の推進	実施			

項目コード	3－1－(2)	担当課	① 秘書広報課、情報推進課、関係各課 ② 関係各課				
項目名	積極的な情報発信						
内 容	① 効果的・戦略的な情報発信の推進 広報あきしまや市ホームページ、公式Twitter（ツイッター）、公式動画チャンネルなどの様々な広報媒体を活用し、タイムリーでわかりやすい情報の提供や、昭島市の魅力を市内外に効果的・戦略的に発信し、シティプロモーション👉注14の視点による広報活動を推進する。 ② 携帯端末を活用した情報発信サービスの充実 携帯メールによる情報発信サービスや、スマートフォン・タブレット端末向けアプリについて、市民ニーズや携帯端末の特性を活かした広報内容を検討するなど、サービスの充実を図る。						
関連計画	情報化推進計画						
年次計画	項 目		年 度				
			H29	H30	H31	H32	
	①	効果的・戦略的な情報発信の推進	実施				
	②	携帯端末を活用した情報発信サービスの充実	検討				

項目コード	3－1－(3)	担当課	① 生活コミュニティ課、関係各課 ② 企画政策課、産業活性化課				
項目名	多種多様な連携・協力の推進						
内 容	① 市民との連携、参画・協働によるまちづくりの推進 地域の課題や問題の解決が図られるよう、自治会を中心に様々な団体と柔軟かつ有機的に連携し、市民とともにまちづくりの推進に努める。 ② 多種多様な連携・協力体制の拡充 企業や大学、NPO等との多種多様な連携・協力について、他自治体の取組事例等を調査・研究するとともに、更なる事業の展開を図り、地域の活性化や市民サービスの向上に努める。						
関連計画	市民連携推進のための指針 昭島市産業振興計画						
年次計画	項 目		年 度				
			H29	H30	H31	H32	
	①	市民との連携、参画・協働によるまちづくりの推進	実施				
	②	多種多様な連携・協力体制の拡充	検討				

項目コード	3－1－(4)	担当課	① 行政経営担当、法務担当、関係各課 ② 情報推進課				
項目名	窓口サービスの充実						
内 容	① 窓口サービスの質的向上 福祉や税等における窓口での諸手続きについて、マイナンバー（社会保障・税番号）制度を利用した情報連携の運用に努めるとともに、質の高い窓口サービスの提供を推進する。 ② 基幹系システム注15の計画的な更新による最適化の推進 市民ニーズの多様化や行政需要の増大などの変化を的確に把握し、市民の利便性向上を図るため、基幹系システムの計画的な更新による最適化を推進し、窓口業務の質的向上に努める。						
関連計画	情報化推進計画						
年次計画	項 目		年 度				
			H29	H30	H31	H32	
	①	窓口サービスの質的向上	実施				
	②	基幹系システムの計画的な更新による最適化の推進	検討				

2 財源の確保

項目コード	3－2－(1)		担当課	①② 納税課		
項目名	税収の確保					
内 容	① 収納率向上に向けた取組 徴収担当職員の知識・能力の向上や、訪問・夜間等の電話催告実施等による収納体制の強化、差押などの滞納処分の強化を図ることにより、市税等の収納率向上に向けた取組を継続して進める。 財源の確保に関する数値目標 市税の収納率について、各年度とも多摩26市の平均以上とする。					
	② 多様な納税方法の推進 コンビニエンス収納及びクレジット収納について、引き続き利用促進を図るとともに、マルチペイメントネットワーク👉注16の活用検討など、多様な納税方法により納税者の利便性向上に努める。					
関連計画						
年次計画	項 目		年 度			
			H29	H30	H31	H32
	①	収納率向上に向けた取組	実施			
	②	多様な納税方法の推進	実施			

項目コード	3－2－(2)	担当課	① 行政経営担当、契約管財課、関係各課 ② 管理課				
項目名	公有財産の有効活用に向けた多角的な検討						
内 容	① 遊休地の積極的な売却や貸付に向けた取組 市が保有する財産のうち、活用がなされていない遊休地について、公共施設の再編に配慮しながら多角的な検討を行い、積極的な売却や貸付に努める。 ※「3－3－(4) 公共施設マネジメントの推進」にも掲載 ② 特定公共物の適切な管理、売却 市が保有する里道や水路などの特定公共物について、求積や占有の有無等を把握し適切な管理に努める。また、これらのうち有効活用が見込めるものについては、積極的な売却に努める。						
関連計画							
年次計画	項 目		年 度				
			H29	H30	H31	H32	
	①	遊休地の積極的な売却や貸付に向けた取組	実施				
	②	特定公共物の適切な管理、売却	実施				

項目コード	3－2－(3)	担当課	①② 行政経営担当、関係各課				
項目名	受益者負担の見直し						
内 容	① 受益者負担の定期的な見直し 使用料・手数料について、引き続き定期的な検証・見直しを図ることにより、受益者から適正な負担を求め、公平・公正性の確保に努める。 ② 新たな受益者負担の導入 現在市が無料で提供しているサービスについて、その内容が一部の市民に対するサービスとなる場合は、受益者負担の導入に向けた検討を行う。						
関連計画							
年次計画	項 目		年 度				
			H29	H30	H31	H32	
	①	受益者負担の定期的な見直し	実施				
	②	新たな受益者負担の導入	検討				

項目コード	3－2－(4)	担当課	① 財政課 ② 行政経営担当、財政課				
項目名	ふるさと納税の推進						
内 容	① ふるさと納税の推進 ふるさと納税を更に推進していくため、返礼品目や返礼対象寄附額などを定期的に見直すとともに、市ホームページやふるさと納税ポータルサイト👉注17の掲載内容の充実に努める。 ② 事業費の財源確保に向けた取組 特定の事業に対する寄附金の使途限定や、クラウドファンディング👉注18の活用など、事業費の財源確保に向けた取組を行う。						
関連計画							
年次計画	項 目		年 度				
			H29	H30	H31	H32	
	①	ふるさと納税の推進	実施				
	②	事業費の財源確保に向けた取組	検討				

項目コード	3－2－(5)	担当課	① 行政経営担当、情報推進課、関係各課 ② 行政経営担当、関係各課				
項目名	更なる歳入の確保						
内 容	① 施設命名権収入及び広告掲載料の拡充 現在、市民会館及び市民球場に導入しているネーミングライツ（施設命名権）について、既存施設における命名権収入の確保に努めるとともに、他の公共施設等への導入について調査・研究を行う。また、広告掲載料についてもホームページバナー広告など既存の広告掲載の拡充に努めるとともに、新たな広告媒体への掲載について調査・研究を行う。 ② 新たな歳入の確保に向けた取組 ①による歳入確保の取組のほか、様々な経営資源を活用した新たな歳入確保策について検討し、自主財源の創出に努める。						
関連計画	① 昭島市ネーミングライツの付与に関する指針						
年次計画	項 目		年 度				
			H29	H30	H31	H32	
	①	施設命名権収入及び広告掲載料の拡充	実施				
	②	新たな歳入確保に向けた取組	検討				

3 効率的・効果的な財政運営

項目コード	3－3－(1)	担当課	① 行政経営担当			
項目名	行政評価制度の再構築					
内 容	① 行政評価制度の再構築 事務事業評価について、次年度の予算編成への更なる活用が図られるよう、対象事業の絞り込みや評価シートの見直し等を行い、効率的・効果的な手法等による制度の再構築に努める。					
関連計画						
年次計画	項 目		年 度			
			H29	H30	H31	H32
	①	行政評価制度の再構築	実施			

項目コード	3－3－(2)	担当課	① 行政経営担当、関係各課			
項目名	補助金等の適正化					
内 容	① 補助金等の適正化 各種団体等に対する補助金や交付金、負担金について、予算編成過程などを中心に必要性や金額等を定期的に検証し、見直しを図る。					
関連計画						
年次計画	項 目		年 度			
			H29	H30	H31	H32
	①	補助金等の適正化	実施			

項目コード	3-3-(3)	担当課	①② 行政経営担当
項目名	民間活力の有効活用		
内 容	① 民間委託の推進 民間委託の可能性や必要性、費用対効果を見極めながら、給食調理や維持管理、清掃などの業務について、聖域を設けることなく積極的に民間委託を推進する。 ② 指定管理者制度☞注19やPPP/PFI☞注20の活用 公共施設等の管理・運営について、施設の特性を踏まえ、最も効率的・効果的な手法を検討する中で、指定管理者制度やPPP/PFIなど民間活力を活用した行政サービスを拡充し、地域経営を意識した施設運営を図る。		
関連計画			
年次計画	項 目		年 度
			H29 H30 H31 H32
	①	民間委託の推進	実施 
	②	指定管理者制度やPPP/PFIの活用	実施 

項目コード	3-3-(4)	担当課	① 行政経営担当、関係各課 ② 行政経営担当、契約管財課、関係各課
項目名	公共施設マネジメントの推進		
内 容	① 公共施設等総合管理計画に基づく取組の推進 公共施設等総合管理計画に定める公共施設の縮減目標☞注21の達成等に向け、施設の老朽化調査や修繕計画の作成、施設ごとの計画（個別施設計画）の策定など、計画の基本方針及び実施方針に基づく取組を着実に推進する。 ② 遊休地の積極的な売却や貸付に向けた取組（再掲） 市が保有する財産のうち、活用がなされていない遊休地について、公共施設の再編に配慮しながら多角的な検討を行い、積極的な売却や貸付に努める。 ※「3-2-(2) 公有財産の有効活用に向けた多角的な検討」にも掲載		
関連計画	公共施設等総合管理計画		
年次計画	項 目		年 度
			H29 H30 H31 H32
	①	公共施設等総合管理計画に基づく取組の推進	実施 
	②	遊休地の積極的な売却や貸付に向けた取組（再掲）	実施 

項目コード	3－3－(5)	担当課	① 企画政策課、関係各課 ② ごみ対策課、清掃センター				
項目名	広域連携の推進						
内 容	① 広域連携の推進 公共施設の相互利用や職員の人事交流、外部監査の実施など、市民の利便性の向上や経費削減の面から、既存の連携事業の拡充や新たな連携の検討など、様々な広域連携の取組を推進する。 ② ごみ処理の広域化に向けた取組 可燃ごみ焼却施設（清掃センター）について、広域化による可燃ごみの共同処理体制に向け、西多摩衛生組合への加入に向けた協議を進める。また、加入に向けて、ごみ減量化の取組を強化していく。						
関連計画	② 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画						
年次計画	項 目		年 度				
			H29	H30	H31	H32	
	①	広域連携の推進	実施				
	②	ごみ処理の広域化に向けた取組	実施				

4 財政の健全化

項目コード	3－4－(1)	担当課	① 財政課		
項目名	財政計画の見直し				
内 容	① 中期財政計画の見直し 中期財政計画について、実施計画の策定や社会経済状況の変化などを捉え、適切な見直しを行い、将来の財政見通しを可能な範囲で明確にし、中長期的な視点での健全な財政運営に努める。				
関連計画	中期財政計画				
年次計画	項 目		年 度		
			H29	H30	H31
	①	中期財政計画の見直し	実施		

項目コード	3－4－(2)		担当課	①② 財政課、会計課			
項目名	財政見通しをふまえた基金の積立						
内 容	① 基金積立目標額の見直し 中期財政計画において設定している基金積立目標額について、大規模建設事業の整備計画や定年退職者の推移など、将来の財政見通しをふまえた目標額に見直しを行う。 ② 目標額達成に向けた取組の推進 積立目標額の達成に向け、基金の計画的な管理及び運用に努め、持続可能な財政基盤の確立を図る。						
関連計画	中期財政計画						
年次計画	項 目		年 度				
			H29	H30	H31	H32	
	①	基金積立目標額の見直し	実施				
	②	目標額達成に向けた取組の推進	実施				

項目コード	3－4－(3)	担当課	①② 財政課				
項目名	プライマリーバランスに配慮した市債の借入						
内 容	① プライマリーバランス^{注22}に配慮した市債の借入 市債の借入にあたっては、プライマリーバランスに配慮しながら対象事業の内容、事業費、必要性等を十分に精査し、適切な活用に努める。 ② 臨時財政対策債^{注23}の抑制 臨時財政対策債の借入にあたっては、①におけるプライマリーバランスの配慮等のもとより、将来の世代への影響を考慮し、極力抑制に努める。						
関連計画	中期財政計画						
年次計画	項 目		年 度				
			H29	H30	H31	H32	
	①	プライマリーバランスに配慮した市債の借入	実施				
	②	臨時財政対策債の抑制	実施				

項目コード	3－4－(4)	担当課	①②③ 財政課			
項目名	財政指標における数値目標の達成					
内 容	① 経常収支比率 ② 実質公債費比率 ③ 将来負担比率					
	財政の健全化に関する数値目標 経常収支比率、実質公債費比率及び将来負担比率について、各年度とも「第2章2(4)財政指標(13ページ参照)」に示した数値以下となるよう、健全な財政運営に努める。					
関連計画	中期財政計画					
年次計画	項 目		年 度			
			H29	H30	H31	H32
	①	経常収支比率	96.2% 以下	97.9% 以下	96.9% 以下	96.2% 以下
	②	実質公債費比率	0.3% 以下	0.3% 以下	0.4% 以下	0.4% 以下
	③	将来負担比率	▲18.9% 以下	▲14.5% 以下	▲10.8% 以下	▲7.3% 以下

第4章 機動的な推進体制の確立に向けた取組 (定員適正化計画)

1 これまでの取組

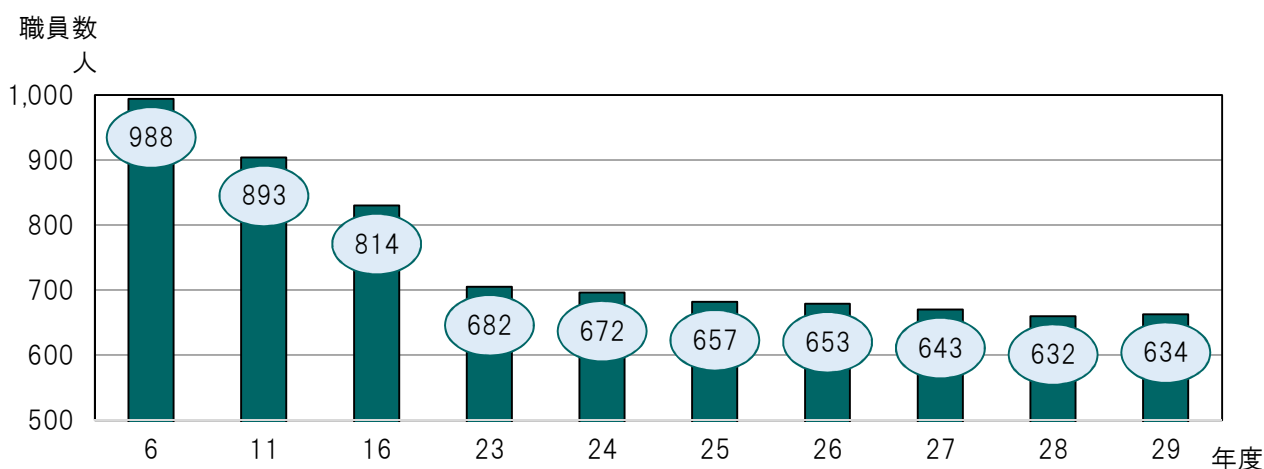
本市では平成6年度から行財政改革に着手する中で、職員数の適正化についても事務事業の見直しや業務の民間委託化などに取り組み、350人を超える職員の削減を行うなど、行財政の健全化に努めてきた。

第四次中期行財政運営計画においては、定員管理計画の策定とその着実な推進を取組項目に位置づけ、職員数の削減に関する数値目標（「第2章1（1）第四次中期行財政運営計画における4つの数値目標」参照）を掲げ、定員適正化に関する取組を進めてきたところである。

ここでは、職員数の推移や多摩26市との比較など、これまでの定員適正化に関する取組状況などを示した。

（1）職員数の推移と主な内訳

① 職員数の推移



※ 各年度とも4月1日時点の人数

※ 地方自治法に基づく派遣職員を除く

② 職員数の主な内訳

(単位：人、各年度とも4月1日時点)

年度	25	26	27	28	29
派遣職員	8	6	8	8	26
フルタイム再任用職員	2	6	11	15	27
その他の職員	647	641	624	609	581
合計	657	653	643	632	634

※ 派遣職員は、地方自治法に基づく派遣職員を除いた数

「① 職員数の推移」を見ると、職員数は平成6年度から約350人減少したものの、ここ数年は横ばいの状況である。

「② 職員数の主な内訳」を見ると、平成29年度に派遣職員が大幅な増になっている。これは、市立なしのき保育園の事業運営を昭島市社会福祉事業団に委託し、あわせて保育士等を派遣したためである。また、雇用と年金の接続のため、フルタイムによる雇用形態の再任用職員を配置しているが、この5年間で人数は大幅に増加している。一方で、これら以外の職員は減少傾向にある。

(2) 部門別職員数の推移

(単位：人、各年度とも4月1日時点)

年度	25	26	27	28	29
一般事務	482	480	482	482	491
一般技術	41	42	44	40	44
保健師	8	8	8	11	11
看護師	3	3	3	2	1
栄養士	13	13	10	9	8
保育士	26	24	19	19	15
一般行政職 計	573	570	566	563	570
学校用務	14	14	13	11	11
給食調理	41	41	37	33	29
清掃	14	13	13	11	11
その他	15	15	14	14	13
技能労務職 計	84	83	77	69	64
合計	657	653	643	632	634

一般行政職については、保育士や栄養士が減となっている一方で、一般事務職や保健師が増となっており、職員数はほぼ横ばいとなっている。

技能労務職については、退職不補充を原則としてきたことから人数は減少している。

(3) 多摩26市との比較(職員1人あたりの人口)

(単位：人)

区分	人口 (H29. 1. 1現在)	消防、病院、水道職員を除いた職員数			技能労務職員数		
		(H29. 4. 1現在)	職員1人 あたりの 人口	(参考) 順位	(H29. 4. 1現在)	職員1人 あたりの 人口	(参考) 順位
八王子市	563,228	2,884	195.3	5	359	1,568.9	25
町田市	428,572	2,293	186.9	12	232	1,847.3	22
府中市	258,000	1,310	196.9	3	78	3,307.7	11
調布市	229,886	1,268	181.3	15	93	2,471.9	15
西東京市	199,790	1,020	195.9	4	81	2,466.5	16
小平市	189,885	952	199.5	2	75	2,531.8	14
三鷹市	185,101	987	187.5	10	71	2,607.1	13
日野市	183,589	1,021	179.8	19	103	1,782.4	23
立川市	181,554	1,060	171.3	21	88	2,063.1	20
東村山市	150,739	786	191.8	7	42	3,589.0	9
多摩市	148,293	818	181.3	16	43	3,448.7	10
武蔵野市	143,964	911	158.0	24	17	8,468.5	1
青梅市	135,986	738	184.3	13	97	1,401.9	26
国分寺市	120,656	644	187.4	11	57	2,116.8	19
小金井市	119,359	692	172.5	20	51	2,340.4	18
東久留米市	116,867	600	194.8	6	32	3,652.1	8
昭島市	112,789	613	184.0	14	64	1,762.3	24
稲城市	89,089	438	203.4	1	18	4,949.4	5
東大和市	85,945	476	180.6	18	19	4,523.4	6
あきる野市	81,403	431	188.9	8	13	6,261.8	3
狛江市	80,807	447	180.8	17	33	2,448.7	17
国立市	75,452	474	159.2	23	10	7,545.2	2
清瀬市	74,510	445	167.4	22	40	1,862.8	21
武蔵村山市	72,238	383	188.6	9	16	4,514.9	7
福生市	58,554	374	156.6	25	19	3,081.8	12
羽村市	56,244	369	152.4	26	11	5,113.1	4
26市平均	159,327	863	184.7		68	2,351.0	

※ 職員数は速報値

第4章 機動的な推進体制の確立に向けた取組(定員適正化計画)

表は多摩26市を人口の多い順に並べ、地方公共団体定員管理調査注24における職員数を基に、消防、病院、水道職員を除いた職員と、技能労務職員の職員1人あたりの人口について、それぞれ比較したものである。

昭島市は、消防、病院、水道職員を除いた職員数では26市中14番目とほぼ中位に位置しているが、技能労務職の職員数では26市中24番目となっている。

(4) 人件費等の推移(普通会計決算状況)

(単位：千円、%)					
年度	24	25	26	27	28
歳出総額 (A)	37,906,292	38,430,690	43,355,215	41,909,657	42,505,442
人件費 (B)	6,349,263	5,956,323	5,971,965	6,116,185	5,781,498
人件費比率 (B)/(A)	16.7%	15.5%	13.8%	14.6%	13.6%
職員給 (C)	4,064,349	3,925,141	3,850,157	3,853,719	3,764,507
職員給比率 (C)/(A)	10.7%	10.2%	8.9%	9.2%	8.9%

普通会計決算における過去5年間の人件費は、第四次中期行財政運営計画に基づき人件費の抑制に努めてきた結果、平成24年度で約63.5億円であった額が平成28年度は約57.8億円に減少し、歳出総額に占める人件費比率も3.1ポイント減少した。

職員給についても、平成24年度で約40.6億円であった額が平成28年度は約37.6億円に減少し、歳出総額に占める職員給比率も1.8ポイント減少した。

2 機動的な推進体制の確立に向けた課題と目標

(1) 課題

① 効果的・効率的な組織体制の確立

第五次昭島市総合基本計画後半期における各施策の着実な推進を図るとともに、重要課題や重点施策に対してスクラップ・アンド・ビルドを基本とする集中的な人員配置や、時代の変化に伴う新たな行政課題に対応した組織の構築など、効果的・効率的で機動的な組織体制を整備する必要がある。

② 職員数の適正化

職員数については、これまでの着実な取組により、一定の削減が図られてきた。しかしながら、休職職員のいる職場への過員配置、フルタイム再任用職員の配置や社会福祉事業団への保育士等の派遣など、様々な行政課題に対応するための職員配置を行っている状況である。

事務事業の見直しについては今後も行っていく必要があるが、職員数を削減するだけでなく、それぞれの組織に必要な職員数を見極めながら、適正化に努めていく必要がある。

③ 技能労務職のあり方

技能労務職については退職不補充を原則としつつ、同時に事務職への職種変更により、職員数の削減に努めてきたところであるが、技能労務職員数については、職員数1人あたりの人口と比較すると、他市より依然多い状況にある。

可燃ごみの共同処理に向けた取組や新たな共同給食調理場の整備など、今後技能労務職を取り巻く環境が大きく変化していく中で、引き続き退職不補充を原則とし、技能労務職の適正化に努めていく必要がある。

④ 民間活力の有効活用と多様な雇用形態による職員の活用

市内の公立保育所については、平成28年度末をもってすべて民営に移行したところであり、また、平成32年に開館を予定している(仮称)教育福祉総合センターについても、指定管理者制度による事業運営を進めており、今後も民間活力を有効に活用した行政サービスを展開していく必要がある。

また、再任用職員や嘱託職員、臨時職員など多様な雇用形態による職員の活用については、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成32年4月施行)において、一般職の会計年度任用職員制度の創設や特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件の厳格化等が規定されていることから、これらを含めた国等の動向に注視し、活用を図っていく必要がある。

⑤ 職員の行政能力の向上と労働環境の整備

職員の行政能力の向上については、昭島市人材育成基本方針に基づき取組を進めているところであるが、人事評価制度の実施状況を踏まえた方針の見直しや研修制度の充実、部活性化プロジェクトや職員提案制度などの職員参画の促進に努めていく必要がある。

また、職場環境の定期的な見直しやメンタルヘルス対策の強化、ワーク・ライフ・バランス^{注25}の推進など、今後も職員が働きやすい環境の整備に努めていく必要がある。

(2) 今後の目標

これまでの行財政改革の取組により、職員数は削減が図られ、人件費比率や職員給比率も減少してきた。

しかしながら、時代の変化に伴う様々な行政課題への対応など、今後の定員管理のあり方については、単に職員数を削減するだけでなく、人材を育成・活用した機動的な推進体制を整備し、施策を進めていく必要がある。

これらを踏まえ、本市における人件費比率、職員給比率及び定員管理の今後の目標について、以下のとおり定める。

目標①

各年度の普通会計における人件費比率について、前年度比率以下とする。

年度	24	25	26	27	28	29～32
人件費比率	16.7%	15.5%	13.8%	14.6%	13.6%	前年度比率以下

目標②

各年度の普通会計における職員給比率について、前年度比率以下とする。

年度	24	25	26	27	28	29～32
職員給比率	10.7%	10.2%	8.9%	9.2%	8.9%	前年度比率以下

目標③

定員管理については、市民サービスの質を確保しつつ、行政課題に対応した組織体制の構築に努めるとともに、地域特性や類似団体等との比較による分析を踏まえ、適正な職員数による行財政運営に努める。

年度	25	26	27	28	29
職員数	657人	653人	643人	632人	634人

※ 各年度4月1日現在、地方自治法に基づく派遣を除く

また、労働環境の向上の面からも、ワーク・ライフ・バランスを推進し、職員が働きやすい職場環境の整備に努めていく必要があることから、平均年次有給休暇取得日数の今後の目標について、以下のとおり定める。

目標④

各年の平均年次有給休暇取得日数について、対前年比で3%の増加に努める。

年	27	28	29	30	31	32
平均年次有給休暇取得日数	12.1日	12.1日 (±0%)	12.5日 (+3%)	12.9日 (+3%)	13.3日 (+3%)	13.7日 (+3%)

3 具体的な取組項目

機動的な推進体制の確立に向け、以下のとおり具体的な取組項目を定め、計画の着実な推進を図っていく。

推進体制の確立に関する取組項目

- | | |
|---|-----------------|
| 1 | 効率的・効果的な組織体制の確立 |
| 2 | 職員数の適正化 |
| 3 | 人材（財）の育成と活用 |
| 4 | 職員参画の促進 |
| 5 | 労働環境の向上 |

年次計画の表記について

実施	…	取組項目について「実施する」
検討	…	取組項目について「検討する」
反映	…	検討を行った取組項目について、実施の可否を含めた検討結果を施策に「反映する」

項目コード	4-1	担当課	①② 行政経営担当
項目名	効率的・効果的な組織体制の確立		
内 容	① 様々な行政課題に対応できる組織体制の確立 時代の変化に伴う様々な行政課題に迅速かつ的確に対応できるよう、現行の組織を抜本的に見直し、効率的・効果的で機動的な組織体制の確立に努める。 ② 重点施策への人員配置 重要課題や重点施策に対する取組について、スクラップ・アンド・ビルドを基本としつつ、集中的な人員配置を図る。		
関連計画			
年次計画	項 目		年 度
			H29 H30 H31 H32
	①	様々な行政課題に対応できる組織体制の確立	実施 
	②	重点施策への人員配置	実施 

項目コード	4-2	担当課	① 行政経営担当 ② 職員課
項目名	職員数の適正化		
内 容	① 定員適正化の着実な推進 事務事業の見直しや技能労務職の適正化等、組織に必要な職員数を見極めるとともに、時代に即応した施策展開を図れる職員配置に努めながら、定員の適正化を図る。 推進体制の確立に向けた目標① 各年度の普通会計における人件費比率について、前年度比率以下とする。 推進体制の確立に向けた目標② 各年度の普通会計における職員給比率について、前年度比率以下とする。 推進体制の確立に向けた目標③ 定員管理については、市民サービスの質を確保しつつ、行政課題に対応した組織体制の構築に努めるとともに、地域特性や類似団体等との比較による分析を踏まえ、適正な職員数による行財政運営に努める。 ② 多様な雇用形態による職員の活用 再任用職員や嘱託職員、臨時職員などの職員について、一般職の会計年度任用職員制度の創設など今後の国の動向等を注視しながら多様な雇用形態による職員の活用を図る。		
関連計画			
年次計画	項 目		年 度
			H29 H30 H31 H32
	①	定員適正化の着実な推進	実施 
	②	多様な雇用形態による職員の活用	実施 

項目コード	4－3	担当課	①② 職員課			
項目名	人材（財）の育成と活用					
内 容	① 人財➡注26の育成に向けた取組の推進 昭島市人材育成基本方針➡注27に基づき、職員の基礎的な職務遂行能力の定着を図るとともに、職員の更なる資質向上、意識改革を図り、「人材」から「人財」へと、課題解決能力に優れた職員の育成に向けた取組を推進する。					
	② 人事評価制度の推進 目標管理を伴う業績評価を加えた人事評価制度（平成28年度実施）について、実施状況を踏まえた検証を行い、より公平公正かつ人材（財）の育成にも資する制度の構築に努める。					
関連計画	① 昭島市人材育成基本方針					
年次計画	項 目		年 度			
			H29	H30	H31	H32
	①	人材育成基本方針に基づく取組の推進	実施			
	②	人事評価制度の推進	実施			

項目コード	4－4	担当課	①② 行政経営担当				
項目名	職員参画の促進						
内 容	① プロジェクトチームの活用 関係部課や庁内公募、若手・中堅職員等によるプロジェクトチームを編成し、効果的な事務事業の執行に努める。 ② 職員提案制度👉注28の推進 行政課題に対し、職員参画による課題解決の機会を一層充実させていくため、職員提案制度の更なる推進に努める。						
関連計画							
年次計画	項 目		年 度				
			H29	H30	H31	H32	
	①	プロジェクトチームの活用	実施				
	②	職員提案制度の推進	実施				

項目コード	4－5	担当課	①② 職員課				
項目名	労働環境の向上						
内 容	① ワーク・ライフ・バランスの推進 休暇取得促進キャンペーンなどにより職員の年次有給休暇取得日数の増を図るとともに、恒常的な時間外勤務の縮減に努め、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進し、職員の働きやすさや仕事に対する意欲の向上を図る。 推進体制の確立に向けた目標④ 各年の平均年次有給休暇取得日数について、対前年比で３％の増加に努める。						
	② メンタルヘルス対策の充実 メンタルヘルス（心の健康）に関する研修やストレスチェックの実施、精神科産業医の面談等による予防対策を実施するとともに、病気休職者の円滑な職場復帰と再発防止に努めるなど、総合的なメンタルヘルス対策の充実を図る。						
関連計画	① 特定事業主行動計画						
年次計画	項 目		年 度				
			H29	H30	H31	H32	
	①	ワーク・ライフ・バランスの推進	実施				
	②	メンタルヘルス対策の充実	実施				

用語説明

☞注 1（P 3） 総合戦略

人口減少・超高齢社会という構造的問題の克服に向け、国において平成26年12月に「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定された。

本市においても、将来の人口動向を分析し将来展望を示す「人口ビジョン」を策定し、それを踏まえて課題克服のための具体的な施策を示した「昭島市総合戦略」を平成28年2月に策定した。

☞注 2（P 3） 公共施設等総合管理計画

道路や上下水道などのインフラ施設を含めた公共施設の多くが高度成長期に整備され、一斉に更新時期を迎えるなど、老朽化への対応が大きな課題となっていることから、国は平成25年11月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、平成26年4月には、国から地方公共団体に対して、「公共施設等総合管理計画」を策定するよう要請がなされた。

本市が保有する公共施設等についても老朽化への対応は大きな課題であることから、平成29年3月に「昭島市公共施設等総合管理計画」を策定し、公共施設等の総合的なマネジメントを推進していくこととしている。

☞注 3（P 6） 実質公債費比率

平成19年度決算から「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、公表することが義務付けられた新たな財政指標で、市の財政規模に対する特別会計などを含めたすべての借金の返済に充てた税などの割合を指す。家計に例えると、1年間の家計における住宅ローンなどの借金返済額の割合となる。

☞注 4（P 6） 将来負担比率

実質公債費比率と同じく、平成19年度決算から「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、公表することが義務付けられた新たな財政指標で、市の財政規模に対する今後支払う負債に充てる税などの割合を指す。家計に例えると、これから支払うべき住宅ローンなどの残額から貯金などを差し引いた金額が、1年間の家計の規模と比べてどのくらいあるのかという割合となる。

☞注 5（P 8） 地方自治法に基づく派遣

地方自治法第252条の17の規定に基づき、職員の能力向上や本市の事業と密接な関連を有する団体との人事交流等を目的として、様々な団体に職員を派遣している。平成29年4月1日現在、東京都十一市競輪事業組合に1人の職員を派遣している。

☞注 6（P 8） 公益的法人等への昭島市職員の派遣等に関する条例に基づく派遣

公益的法人等への昭島市職員の派遣等に関する条例第2条に基づき、公益財団法人東京市町村自治調査会及び社会福祉法人昭島市社会福祉事業団の業務に従事するため、職員を派遣している。平成29年4月1日現在、昭島市社会福祉事業団に20人の職員を派遣している。

☞注 7（P 10） 普通会計

総務省が定める基準により決算数値を整理したもので、各地方公共団体間の相互比較や時系列比較が可能となるよう、全国統一に用いられる会計。

☞注 8（P 12） 建設事業債及び赤字地方債

道路、公園、学校などの公共施設の建設事業の財源として発行される地方債を建設事業債と言う。地方債の発行は建設事業債が原則となるが、地方公共団体の財源不足を補うためなどの理由により、特例で認められるものを赤字地方債と言う。

☞注 9（P 13） 経常収支比率

人件費や公債費などの経常的な支出に対し、市税などの経常的な収入がどの程度充当されているかを示す指標で、財政構造の弾力性を示す指標となっている。一般的には、80%を超えると財政の弾力性を失いつつあると言われる。

☞注10（P17） 地域防災計画

災害対策基本法の規定に基づき、地方自治体の長が防災のために処理すべき業務などを具体的に定めた計画。

☞注11（P17） 全国瞬時警報システム（J-ALEERT）

津波警報、緊急地震速報、弾道ミサイル発射情報など対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を、国（内閣官房・気象庁から消防庁を経由）から人工衛星を用いて送信し、市町村の同報系防災行政無線を自動起動するなどして住民に緊急情報を瞬時に伝達するシステム。国による情報覚知から住民への伝達までの時間的なロスを最小限にすることができる。

☞注12（P17） 国民保護計画

国や地方公共団体、関係機関それぞれが国民保護法に定められた自らの役割に基づき、避難や救援などの国民の保護のための措置について計画したもの。平成19年3月に策定。

☞注13（P17） 市民自主防災組織

災害対策基本法に規定されている、地域住民による任意の防災組織。

☞注14（P17） シティプロモーション

地域の魅力を創り出し、それを国内外に発信し、都市ブランド力を高め、人・もの・情報などが活発に行き交う、元気で活力ある都市を創る活動。

☞注15（P18） 基幹系システム

住民情報や行政情報、人事給与、財務会計など市の主要業務を処理するための基幹となるシステム。

☞注16（P19） マルチペイメントネットワーク

地方税、電気、ガス、電話等の公共料金を通信ネットワーク経由で支払える仕組み。利用者はATMや携帯電話、パソコンなどから料金を支払うことが可能となる。

☞注17（P20） ポータルサイト

インターネットを利用する際、接続の入り口となるウェブサイト。

☞注18（P20） クラウドファンディング

大衆（クラウド）と資金（ファンディング）を組み合わせた言葉で、インターネットを利用して、市内外から幅広く資金を調達する手法。

☞注19（P23） 指定管理者制度

平成15年9月の地方自治法の改正により、これまで地方公共団体や外郭団体に限られていた公の施設の管理に、株式会社やNPO法人、市民団体など幅広い民間事業者等のノウハウを有効に活用することにより、市民サービスの質の向上と行政コストの削減を図るもの。

☞注20（P23） PPP／PFI

PPPはPublic Private Partnershipの略で、公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念を指し、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。PFIはPublic Finance Initiativeの略で、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法を指す。

☞注21（P23） 公共施設等総合管理計画に定める公共施設の縮減目標

平成27年3月時点での保有施設を対象とし、今後20年間の財政推計の結果を踏まえ、持続可能な財政運営が可能となる施設保有量とするため、平成48年度までに25,000㎡の縮減を目標としている。

☞注22（P26） プライマリーバランス

基礎的財政収支とも呼ばれ、地方債発行額や財政調整基金等取崩額を除いた収入額と、地方債償還額と財政調整基金等積立額を除いた支出額のバランスを見て、財政の健全性を判断する指標。

☞注23（P26） 臨時財政対策債

一般財源の不足に対処するため、地方財政法第5条の特例措置として発行される地方債。各地方公共団体の財政状況を基準にして、団体ごとに発行可能額が算定される。

☞注24（P30） 地方公共団体定員管理調査

総務省が全国の地方公共団体を対象に、職員数や部門別の配置等の実態を把握するために実施している調査。

☞注25（P31） ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」の意味で、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても多様な生き方が選択・実現できるような状態にあること。

☞注26（P35） 人財

人材（職員）は自治体経営にとって大きな可能性を持つ知的財産であることから「人財」とも呼ばれる。

☞注27（P35） 人材育成基本方針

職員の能力開発を総合的、計画的に推進するための基本的な事項を明らかにし、能力開発に関する諸施策の実施基準とするための方針。平成22年3月に策定。

☞注28（P35） 職員提案制度

市民サービスの向上とより効果的・効率的な行財政運営の実現を図ることを目的として、職員が自由な発想や創意工夫に基づいて、市の施策に直結した提案を行うことができる制度。必要に応じて市長が示す課題に対して提案する課題部門と、市政全般の施策や事務改善に関し自由に提案できる自由部門がある。

昭島市行財政運営審議会条例

平成 13 年3月 30 日

条例第4号

(設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応した行財政運営を推進し、もって市民福祉の向上を図るため、昭島市行財政運営審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、行財政運営に関する事項を調査審議し、答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 行財政運営に関し識見を有する者 8 人以内
- (2) 公募による市民 2 人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条の規定による市長の諮問に係る答申を終了したときまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、必要に応じ会長が招集する。

2 会長は、審議会の議長となる。

3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(分科会)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、審議会の効率的な運営を図るため、分科会を置くことができる。

(意見聴取等)

第8条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴取し、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第9条 審議会の会議は、公開とする。ただし、会議の内容に昭島市情報公開条例（平成10年昭島市条例第2号）第9条各号のいずれかに該当する情報が含まれるときは、審議会の議決により非公開とすることができる。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、企画担当課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(昭島市行財政改善対策審議会条例の廃止)

2 昭島市行財政改善対策審議会条例（昭和60年昭島市条例第15号）は、廃止する。

昭島市行財政運営審議会委員

区 分	氏 名	備 考
会 長	小 池 満 也	元会社役員
副 会 長	田 中 啓 之	大 学 教 授
委 員 (50 音順)	赤 田 輝 子	市 民 公 募
	荒 井 康 裕	大学准教授
	金 野 美奈子	大 学 教 授
	真 如 むつ子	教 育 関 係
	高 橋 良 昭	労 働 関 係
	平 野 博 典	市 民 公 募
	宮 田 次 朗	地 域 関 係
	山 下 俊 之	行政経験者

昭島市行財政運営審議会検討経過

会議	開催日	内 容
第 1 回	平成29年 7 月 24 日	・委嘱状交付 ・会長、副会長の選任 ・諮問 ・今後の進め方について ・昭島市の現状について
第 2 回	平成29年 8 月 22 日	・昭島市中期財政計画について ・昭島市行財政改革推進プランの概要について
第 3 回	平成29年 9 月 14 日	・これまでの行財政改革の取組と今後の見通し ・行財政改革の推進に向けた取組
第 4 回	平成29年10月 5 日	・行財政改革の推進に向けた取組
第 5 回	平成29年10月 20 日	・行財政改革の推進に向けた取組 ・昭島市定員適正化計画
第 6 回	平成29年11月 7 日	・行財政改革の推進に向けた取組 ・昭島市定員適正化計画 ・答申(案)について(総括審議)
第 7 回	平成30年 2 月 7 日	・昭島市行財政改革推進プラン(素案)に係るパブリックコメントの結果について ・答申(案)について(総括審議)
第 8 回	平成30年 2 月 日	・答申